

個品割賦購入約款

ソフトバンク株式会社

第1条（契約約款の適用等）

1. ソフトバンク株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が指定する商品（以下「商品」といいます。）の販売について、この個品割賦購入約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（個品割賦購入契約のこと。以下「本契約」といいます。）を締結します。
2. 当社は、一つの商品につき一つの商品割賦購入契約を締結します。

第2条（条件となる役務の提供に係る事項）

当社のインターネット回線サービス契約に適用される各規約に定める会員又は申込み中の方が、当社から商品を購入する場合に限り、本契約の申込み及び本契約の継続を行うことができます。

第3条（契約の申込み方法及び承諾等）

1. 購入者は、当社所定の方法により当社へ本契約を申し込むものとします。
2. 前項の場合において、購入者は、当社が申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
3. 当社は、次の場合には本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
 - (2) 申込日から90日以内に本人確認書類が提示されないとき。
 - (3) 申込日から90日以内に支払い情報登録が完了されないとき。
 - (4) 本契約の申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る本契約の総数が、当社の定める基準を超えるとき。
 - (5) 当社が提供するサービスにおいて、過去に不正使用又は料金等の不払い等の理由により契約の解除又は利用停止されていることが判明したとき。
 - (6) 当社が規定する審査基準を満たしていないとき。
 - (7) その申込みをした者が過去に当社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。
 - (8) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (9) その他当社が不相当と判断したとき。

第4条（本契約の成立時点）

本契約は、当社が所定の手続きをもって承諾し、購入者が商品を受領したことを当社が確認した日をもって成立するものとします。

第5条（所有権の移転）

商品の所有権は、前条に定める商品の受領時に、購入者へ移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することはできないものとします。

第6条(賦払金の支払期日・支払方法)

1. 購入者は、「適用条件及び重要事項説明書」記載の金額の賦払金を、同書面に記載の支払期日、支払方法により、当社に支払うものとします。別途購入者からの申し出があった場合は、賦払金の残金全額を一括して支払うことができるものとします。
2. 購入者は、本契約の成立日が属する月の翌月より最大36ヵ月間、賦払金を支払うものとします。なお、商品のうち、「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供するSoftBank Air サービスにて利用する「Air ターミナル」の購入者は、本契約の成立日の翌日を1日目として8日目が属する月の翌月より最大36ヵ月間、賦払金を支払うものとします。
3. 当社は、購入者に対して有する債権の請求並びに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下、併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。
4. 購入者は、本契約申込み時又は申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社又は集金代行業者に通知することとします。
5. 賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が、第2条で定める条件となる役務であるインターネット回線サービスに関する契約を、本契約にかかる債務の完済前に解除又は解約された場合、購入者は、インターネット回線サービスに関する契約が解除又は解約された月の翌月の当社指定日に、賦払金の残金全額を一括して支払うものとします。

第7条(住所等の変更)

1. 購入者は、当社に届け出た氏名、住所、連絡先等を変更した場合は、当社が別途定める方法にて遅滞なく当社に通知するものとします。但し、購入者が契約されたインターネット回線サービスに関する契約その他オプションサービスに関する契約(以下「サービス契約等」といいます。)の有効期間中は、サービス契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。
2. 購入者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことに異議がないものとします。

第8条(期限の利益喪失)

1. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
 - (5) 商品の購入が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。

(2)購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第9条(遅延損害金)

1. 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したとき(2 の場合を除く。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し商事法定利率(1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第10条(解除)

購入者が第8条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、本契約を解除できるものとします。

第11条(費用等の負担)

1. 購入者は、当社に対する賦払金の支払いに要する費用(手数料等)を負担するものとします。
2. 購入者は、支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を負担するものとします。
3. 当社が購入者に対して第8条第1項(1)に基づく書面による催告をしたときは、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第12条(見本・カタログ等と現物の相違による本契約の解除等)

購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか又は本契約を解除することができるものとします。

第13条(公正証書)

購入者は、当社が必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第14条(住民票取得等の同意)

購入者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、購入者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第 15 条(合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者の住所地、購入地、及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 16 条(割賦債権の譲渡)

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びに当社がこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第 17 条(早期完済の場合の特約)

購入者は、当初の契約どおりに賦払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78 分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された申出月を含む期限未到来の分割払手数料の払い戻しを当社に請求できるものとします。

ただし、当社所定の請求締日後の申出の場合は、申出月の翌月以降に発生する期限未到来の分割払手数料の払い戻しのみを請求できるものとします。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

(1)購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- 1.暴力団
- 2.暴力団員及び暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
- 3.暴力団準構成員
- 4.暴力団関係企業
- 5.総会屋等
- 6.社会運動等標ぼうゴロ
- 7.特殊知能暴力集団等
- 8.前各号の共生者
- 9.その他前各号に準ずる者

(2)購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- 1.暴力的な要求行為
- 2.法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 4.風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- 5.その他前各号に準ずる行為

(3)購入者が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社が行う本条に関する必要な調査に応じない場合、当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると当社が

認める場合には、当社は、購入者との立替払契約の締結を拒絶し、又は立替払契約を催告なく解除することができるものとします。立替払契約が解除された場合、購入者は、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(4)(3)の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」という)が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また(3)の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合でも、購入者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

(2013年6月1日制定)

(2014年11月20日改定)

(2014年12月1日改定)

(2015年9月1日改定)